

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b></p> <p>(新設)</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p><u>2-3-4 グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</u></p> <p><u>(1) 照会窓口</u></p> <p><u>照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。</u></p> <p><u>なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総務企画局政策課に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</u></p> <p><u>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>(2) 照会書受領後の流れ</u></p> <p><u>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p>① <u>確認の求めの主体</u></p> <p><u>以下のイ.及びロ.を満たすか。</u></p> <p><u>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。</u></p> <p><u>(注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、同法施行規則第2条）。</u></p> <p><u>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>合については、この限りでない。</u></p> <p>② 照会の対象  <u>提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</u>            イ. <u>その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。</u>            ロ. <u>その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。</u>            ハ. <u>その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。</u>            ニ. <u>その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。</u></p> <p>③ 照会書の記載要領  <u>強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</u>            イ. <u>新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標</u>            ロ. <u>新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容</u>            ハ. <u>新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期</u>            ニ. <u>解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等</u>            ホ. <u>具体的な確認事項</u></p> <p><u>（参考）利用の手引き</u>  <u>グレーゾーン解消制度</u>  <u>提出書類</u>            5. <u>具体的な確認事項</u>  <u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか」が明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p> <p>(3) 回答</p> <p>① <u>照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1ヶ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</u></p> <p>② <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p><u>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>3-3 経営管理の評価に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>(注1) 委員会設置会社である信託会社の場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3-4-6 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する留意事項</p> <p>我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成23年6月29日付財務省、経済産業省告示第3号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成23年6月</p>	<p>③ <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヶ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</u></p> <p>3-3 経営管理の評価に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>(注1) <u>指名委員会等設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である場合については、取締役会、監査等委員会等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>3-4-6 産業競争力強化法に関する留意事項</p> <p><u>事業再編の実施に関する指針（平成26年1月17日付財務省、経済産業省告示第1号）</u>について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>29 日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号) について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「販売費を 5% 以上低減させること」については、例えば信託報酬の一単位当たりの経費が 5% 以上低減される場合をいう。</p> <p>(3) 「従業員 1 人あたりの付加価値額」については、例えば、事業報告書中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生年金保険法の規定による信託契約についての留意事項 特に、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 130 条の 2 第 1 項の規定による信託契約（以下「年金信託契約」という。）に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的等について把握し、当該厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</li> </ul> <p>(中略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 「当該商品又は役務の提供に係る販売費」は、例えば、経費を指す。</p> <p>(3) 「従業員 1 人当たりの付加価値額の値」は、例えば、従業員 1 人当たりの付加価値額（営業利益、給料、固定資産減価償却費の和）を指す。</p> <p>3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 改正前厚生年金保険法の規定による信託契約についての留意事項 特に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年厚生年金等改正法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 25 年厚生年金等改正法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 130 条の 2 第 1 項の規定による信託契約（以下「年金信託契約」という。）に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>存続厚生年金基金（平成 25 年厚生年金等改正法附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的等について把握し、当該存続厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該存続厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</li> </ul> <p>(中略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>④ 特に、年金信託契約に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ <u>厚生年金基金</u>は、<u>厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、<u>厚生年金基金</u>により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該<u>厚生年金基金</u>に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を当該<u>厚生年金基金</u>に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に年金信託契約の受託者を辞任することを含めて検討を行う等、当該<u>厚生年金基金</u>が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</u></p> <p>ロ <u>厚生年金基金</u>により、信託財産の運用に関して運用方法の特定があった場合、これに応じないための態勢が整備されているか。また、<u>厚生年金基金</u>による運用方法の特定を促すような商品勧誘</p>	<p>3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>④ 特に、年金信託契約に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ <u>存続厚生年金基金</u>は、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、<u>存続厚生年金基金</u>により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該<u>存続厚生年金基金</u>に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を当該<u>存続厚生年金基金</u>に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に年金信託契約の受託者を辞任することを含めて検討を行う等、当該<u>存続厚生年金基金</u>が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</u></p> <p>ロ <u>存続厚生年金基金</u>により、信託財産の運用に関して運用方法の特定があった場合、これに応じないための態勢が整備されているか。また、<u>存続厚生年金基金</u>による運用方法の特定を促すような</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ハ 運用成績の説明等のため、金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業を行う者を帯同して厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘とならないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ニ 年金給付等積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 受託者は、委託者である厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p> <p>3-6-2 行政手続法に基づく手続き</p> <p><u>運用型信託会社に対して不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。</u></p>	<p>商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ハ 運用成績の説明等のため、金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業を行う者を帯同して存続厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘とならないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ニ 年金給付等積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 受託者は、委託者である存続厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p> <p>3-6-2 行政手続法との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会の付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基</p>



信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）            (1)・(2) (略)            (3) 登録の拒否            ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した別紙様式 19 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。            ② <u>登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 10 条第 1 項各号のうちの該当する号（第 1 号に該当する場合には、法第 5 条第 2 項各号のうちの該当する号を含む。）又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項            3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>	<p><u>づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係  <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）            (1)・(2) (略)            (3) 登録の拒否            登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した別紙様式 19 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。<u>(3-6-2 参照)。</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項            3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 法第68条第2項第1号に掲げる「第70条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第82条第1項第2号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第91条第7号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 法第68条第2項第1号に掲げる「第70条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第82条第1項第2号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第91条第9号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【別紙様式集】</p> <p>別紙様式 19 (A4)</p> <div style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</div> <p>( 商 号 ) ( 代表者氏名 ) 殿</p> <p style="text-align: center;">財 務 ( 支 ) 局 長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>	<p>【別紙様式集】</p> <p>別紙様式 19 (A4)</p> <div style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</div> <p>( 商 号 ) ( 代表者氏名 ) 殿</p> <p style="text-align: center;">財 務 ( 支 ) 局 長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>